監査公表第 ２ 号

地方自治法第１９９条第４項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を公表します。

令和８年６月２９日

大川市監査委員　　木　下　　剛
大川市監査委員　　永　尾　　学

定期監査の結果について

１．監査の種類　地方自治法第１９９条第４項の規定による監査

２．監査の対象及び日程

人　事　秘　書　課	令和８年５月１日　～　５月２９日
企　　画　　課	令和８年５月１日　～　５月２９日
デジタル戦略室	令和８年５月１日　～　５月２９日

３．監査の実施内容

監査は、令和７年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、次の点に重点をおいて定期監査を実施した。監査に当たっては、大川市監査基準に準拠し、必要な書類の提出を求め、関係職員から説明を聴取し監査を実施した。

４．監査の重点事項（評価項目）

（１）前回の監査における指摘事項は、改善されているか。
（２）予算の執行状況について、収入の手続き及び確保（調定、収納、現金取扱）は、適正に行われているか、また、支出は、経済的、効果的に行われているか。
（３）契約事務は、公正、適正に行われているか。
（４）補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。
（５）財産の取得、管理、処分は、適正かつ効率的に行われているか。
（６）電子決裁区分（特に文書システム）に誤りがないか。

５．監査の実施場所　監査事務局

６．監査の結果

監査対象の事務事業については、おおむね適正に執行されていたが、その一部において、是正又は検討等を要する事項が認められた。その概要は次のとおりである。

≪人事秘書課≫

【指摘事項】

大川市ホームページ運用保守手数料の契約において、契約書に仕様書が綴られていなかった。

≪デジタル戦略室≫

【指摘事項】

MICJET 番号連携サーバー機器保守委託契約にかかる契約締結報告書で、決裁区分を副市長とすべきを課長としていた。また、課長不在ではないのに課長補佐の代決となっていた。

［ 庁内ネットワーク運用支援業務委託及び財務会計システム等保守業務委託においても同様である。］

なお、企画課においては、特に指摘する事項はなかった。